

秦漢財産調査制度初探（要旨）

秦漢時代の財産調査制度は、政府が編戸民の経済状況を把握する重要な手段である。漢代において、官府は戸を単位に家産調査を行い、徭役徴発・官吏任用・徙民・財産税徴収・貧民救済などの政策実施の参考とする。現在まで、上記政策と家産との関係を取り扱った論説は多数にのぼり、財産調査そのものをめぐる論説もいくつかあるが、概括して言えば、諸研究は多かれ少なかれ官僚制度・税制・徭役制度などに焦点をあてており、財産調査そのものの発達過程についてはほとんど留意されてこなかった。このような状況となった要因は、やはり史料の欠乏という点が大きい。

近年、張家山漢簡『二年律令』の解説が著しく発展を遂げた。一方、里耶秦簡と岳麓秦簡などの新史料が相次ぎ公開されつつあり、伝世文献の断片的記録との照合が可能になりつつある。研究環境は以前よりかなり改善されているのである。本章は出土資料と伝世文献を整理して、秦漢時代の財産調査制度の変遷を復元することを試みる。

財産調査制度は戦国秦には既に存在しており（戦国齊に存在した可能性も否定できない）、その主要な目的は支配領域における調達ないし徴収可能な民間の資産を明らかにすることであり、また徭役の分配において「哀多益寡」という意図も含まれている。そのため、登録した財物は田地（恐らく宅地をも含む）、奴婢、馬牛など大家畜及びほかの「貨材」（金銭・穀物ないし衣器などを含むかもしれない）を包摂し、登録の際には、財物の個数のみを記し、銅銭による換算をしない。漢代に入ると、登録の財物の内容については大きく変更されることがないが、登録の手段が幾度かの改革を経て、過渡的に銅銭によって財産を換算するようになってきた。貨幣換算の改革は漢武帝の元朔初年に行われたと推定され、その目的は民間資産の総額を明らかにし、それを利用して国家財政の困難を緩和することにあつた。ところが、この改革は最終的に財産調査の最も主要な目的を徭役徴発から賦税徴収へ移行することを促した。こうした移行は大体王莽期から後漢初期の間に完成し、それに伴って登録した財物の範囲が次第に拡大されていった。

巨視的に観察すれば、秦漢時代の財産調査の最も重要な変化は統計方法が単純な財物の個数のみの登録から流通貨幣による家産価値の換算への移行である。こうした変化は漢武帝期においてすでに完成し、その後、財産調査の中核的目的が徭役徴発から徴税へ移行することを促した。ここから初めて、不均等課税の幕は本格的に開き始め、曹魏時代の戸調制、西晋時代の戸調式ないし五

世紀末・六世紀初以前の南北朝の賦税体系にまでその影響を及ぼしている。